



# 金沢市公報

第2826号の2

平成27年(2015年)3月23日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ●条 例

○金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例 (歴史建造物整備課)	2
○金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (こども福祉課)	4
○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 ( " )	9
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (教育総務課)	10
○金沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例 (消防総務課)	12
○金沢市行政手続条例の一部を改正する条例 (文書法制課)	12
○金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 (広報広聴課)	14
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職員課)	14
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	15
○金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 ( " )	15
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (財政課)	16
○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 ( " )	16
○金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例 (生涯学習課)	27
○金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場事務局)	28
○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (公設花き地方卸売市場事務局)	28
○金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	29

○金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例 (長寿福祉課)	31
○金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例 ( " )	32
○金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	33
○金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (介護保険課)	35
○旧金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 ( " )	68
○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例 ( " )	69
○金沢市保健審議会設置条例の一部を改正する条例 (健康総務課)	70
○金沢市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (衛生指導課)	71
○金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (景観政策課)	82
○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	82
○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	85
○金沢市ガス供給条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	87
○金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例 ( " )	88
○金沢市消防団条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	90
○金沢市福祉作業センター条例を廃止する条例 (長寿福祉課)	91
○金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例 (医療保健課)	91
○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	92

---

## 条 例

---

金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

### ◎金沢市条例第2号

金沢市主計町伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条の3の規定に基づき、金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号。以下「保存条例」という。）において定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため、金沢市主計町伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）における法の規定による制限を緩和することに関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）で使用する用語の意義の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物 保存条例第3条第2項第2号の伝統的建造物をいう。
- (2) 修景基準 保存条例第3条第2項の規定により保存地区の保存に関する計画に定める同項第3号の保存整備計画において定められた伝統的建造物以外の建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物以外の建築物等」という。）に係る外観の様式、材料及び色彩の基準をいう。

#### (法の規定による制限の緩和)

第3条 保存地区内における次の表の左欄に掲げる建築物その他の工作物については、それぞれ同表の右欄に掲げる法の規定は、適用しない。

建築物その他の工作物		法の規定
伝統的建造物	(1) 増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）をするもの（その敷地が道路に接しないものに限る。）で、当該増築等を行ったときの伝統的建造物の屋外への出口が規則で定める避難上有効な屋外への出口の設置に関する要件（以下「出口要件」という。）を満たし、かつ、当該増築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第43条第1項 本文
	(2) 増築等をするもので、当該増築等を行ったときの伝統的建造物の壁面（軒、ひさしその他これらに類するものを含む。以下同じ。）の位置が当該	第44条第1項 本文

	増築等に係る従前の伝統的建造物の壁面の位置から道路の側を超えず、かつ、当該増築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	
	(3) 改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「改築等」という。）をするもので、当該改築等を行ったときの伝統的建造物の延べ面積の敷地面積に対する割合が当該改築等に係る従前の伝統的建造物の延べ面積の敷地面積に対する割合を超えず、及び屋外への出口が出口要件を満たし、かつ、当該改築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第52条
	(4) 改築等をするもので、当該改築等を行ったときの伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合が当該改築等に係る従前の伝統的建造物の建築面積の敷地面積に対する割合を超えず、及び屋外への出口が出口要件を満たし、かつ、当該改築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第53条
	(5) 増築等をするもので、当該増築等を行ったときの伝統的建造物の各部分の高さが当該増築等に係る従前の伝統的建造物の各部分の高さを超える、かつ、当該増築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第56条第1項 第1号
伝統的建造物以外の建築物等	(1) 修景基準に適合して新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下「新築等」という。）をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の壁面の位置が当該伝統的建造物以外の建築物等を含む街区の辺にある伝統的建造物の壁面の位置（当該伝統的建造物の壁面の前面道路の中心線に対して最短の位置にあるものに限る。）を超えない範囲内で規則で定める壁面の位置から道路の側を超える、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第44条第1項 本文

(2) 修景基準に適合して新築等をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等の建築面積の敷地面積に対する割合が10分の8を超えず、及び屋外への出口が出口要件を満たし、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第53条
(3) 修景基準に適合して新築等をするもので、当該新築等を行ったときの伝統的建造物以外の建築物等のけた行方向側における2階部分の軒の高さが規則で定める高さを超えず、かつ、当該新築等について保存条例第4条第1項の規定による許可を受け、又は保存条例第6条の規定による協議が成立したもの	第56条第1項 第1号

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

#### ◎金沢市条例第3号

金沢市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）第1条に規定

する金沢市子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業者）

第5条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業の一般原則）

第6条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者的人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

6 放課後児童健全育成事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第7条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の特性及び当該放課後児童健全育成事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用者に周知するとともに、避難訓練、消防訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 前項に規定する訓練のうち、避難訓練及び消防訓練は、定期的にこれを行わなければ

ならない。

5 放課後児童健全育成事業者は、第3項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第8条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>きんざん</sup>に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第10条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条及び附則第2条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）第10条第3項第3号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業者等」という。）であつ

て、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（差別的取扱いの禁止）

第12条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事

業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 開所している日及び時間
- (4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項  
(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産及び収支に関する帳簿を整備しなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者又はその保護者等からの苦情及び相談、利用者に対する計画その他利用者の処遇の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(秘密保持等)

第17条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- (1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、本市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所の専用区画の面積については、第10条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に移転する場合で、当該移転が市長がやむを得ないと認めるときは、当該放課後児童健全育成事業所の専用区画の面積については、第10条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

第3条 施行日から平成32年3月31日までの間、第11条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

第4条 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所の一の支援の単位を構成する児童の数については、第11条第4項の規定は、当分の間、適用しない。

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所が、施行日以後に移転する場合で、当該移転が市長がやむを得ないと認めるときは、当該放課後児童健全育成事業所の一の支援の単位を構成する児童の数については、第11条第4項の規定は、当分の間、適用しない。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に

伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

### ◎金沢市条例第4号

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(金沢市立保育所条例の一部改正)

第1条 金沢市立保育所条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者の委託を受けて、保育に欠ける」を「保育を必要とする」に改める。  
第6条を第9条とし、第5条の次に次の3条を加える。

第6条 保育所を利用する児童の保護者は、保育所の使用料を納付しなければならない。

第7条 保育所の使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育を受けた場合（同法第28条第1項第1号に規定する場合を含む。） 同法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を受けた場合 同条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額

第8条 市長は、特に必要があると認めるときは、保育所の使用料を減免することができる。

(金沢市における保育の実施に関する条例の廃止)

第2条 金沢市における保育の実施に関する条例（昭和62年条例第5号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

### ◎金沢市条例第5号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第9条の規定によりなおその効力を有するもの

とされた同法附則第8条の規定による改正前の」を加える。

第2条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき」を削り、「勤務条件」の次に「及び職務に専念する義務の免除」を加える。

第4条中「勤務条件」の次に「及び職務に専念する義務の免除」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第19条中「任命権者」とあるのは、「金沢市教育委員会」とする。

（金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正）

第3条 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第20号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第2号中「第6号」を「第5号」に、「第10号及び第11号」を「第9号及び第10号」に、「同項第18号」を「同項第17号」に改め、同条第3号中「第2条第2項第7号から第9号まで及び第12号から第20号まで」を「第2条第2項第6号から第8号まで及び第11号から第19号まで」に改める。

（金沢市教育委員会委員定数条例の一部改正）

第4条 金沢市教育委員会委員定数条例（平成19年条例第58号）の一部を次のように改正する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

第5条 金沢市教育委員会委員定数条例の一部を次のように改正する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の」を削り、「7人」を「6人」に改める。

（金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

#### 附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の際現に在職する旧教育長（改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長をいう。以下同じ。）のその教育委員会の委員としての任期

が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日）の翌日（改正法の施行の際旧教育長が在職しない場合は、平成27年4月1日）から施行する。

- 2 第1条及び第2条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、第1条の規定によってまず改正され、次いで第2条の規定によって改正されるものとする。
- 3 第4条及び第5条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される金沢市教育委員会委員定数条例の規定は、第4条の規定によってまず改正され、次いで第5条の規定によって改正されるものとする。

金沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

#### ◎金沢市条例第6号

##### 金沢市消防長及び消防署長の資格を定める条例

###### （趣旨）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定による消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格に関しては、この条例の定めるところによる。

###### （消防長の資格）

第2条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本市消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったもの
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、金沢市事務分掌条例（平成17年条例第7号）第1条に規定する局等の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったもの

###### （消防署長の資格）

第3条 消防組織法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、本市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものとする。

###### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

#### ◎金沢市条例第7号

##### 金沢市行政手続条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続条例（平成8年条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を「第4章 行政指導（第30条—第34条）」に改める。  
条の3）」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第8条第1項中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第3項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件
- (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされる

べき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市長等又は本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

#### 附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第2項中「第4条」を「第4条第1項」に、「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

#### ◎金沢市条例第8号

##### 金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

**◎金沢市条例第9号****金沢市職員定数条例の一部を改正する条例**

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,789人」を「1,786人」に、「415人」を「414人」に、「379人」を「368人」に、「3,371人」を「3,356人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

**◎金沢市条例第10号****職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項中「第3号」の次に「に掲げる職に係るものにあっては採用の日から15年以内、第4号」を加え、「（第1号及び第2号」を「（第1号から第3号まで」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるもの 月額 30,000円

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

**◎金沢市条例第11号****金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例**

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第4条第1項」を「第4条第1項第4号」に改める。

第5条の4第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項第1号中「50,000円」を「65,000円」に改め、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「もので」を「者で」に、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「もので」を「者で」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中

「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第6条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第7条の3第9項第4号中「除く」の次に「。第11項第2号において同じ」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

附則第21項中「附則第2条第1項」を「附則第2条」に改める。

附則第26項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

#### ◎金沢市条例第12号

##### 金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市の基金の設置及び管理に関する条例（昭和39年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

美術工芸大学施設整備積立基 金	金沢美術工芸大学の施設の整備に充てる資金を積み 立てるため。
--------------------	-----------------------------------

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

#### ◎金沢市条例第13号

##### 金沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第25号の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表中第58号の7の項を第58号の9の項とし、第58号の2の項から第58号の6の項までを2項ずつ繰り下げ、第58号の項の次に次のように加える。

(58)の2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び 安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定 に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業	1件につき 29,000円
--	---------------

の許可の申請に対する審査	
(58)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円

別表第59号の項及び第60号の項中「販売業」の次に「又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」を加え、同表第97号の2の項中「又は第2項ただし書」を削り、同表中第97号の5の項を第97号の6の項とし、第97号の4の項を第97号の5の項とし、第97号の3の項を第97号の4の項とし、第97号の2の項の次に次のように加える。

(97)の3 建築基準法第60条の3第1項ただし書の規定に基づく特定用途誘導地区における建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	1件につき 160,000円
---	----------------

別表第116号の3の項を次のように改める。

(116)の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請（以下この号において「認定申請」という。）に対する審査（同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限	認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（第116号の5において「登録住宅性能評価機関」とい	認定申請に係る建築物（以下この号において「認定申請建築物」という。）の住戸の総数が1である場合 認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合 認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合 認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 6,000円 1住戸につき 12,000円を認定申請建築物について同時に認定申請をする住戸の数の合計数（以下この号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） 1住戸につき 21,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額） 1住戸につき 31,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
---	---	---	---

る。) う。) が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。) の添付がある場合	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 57,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 100,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 160,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 200,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 210,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 15,000円
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この号及び第116号の5において「設計住宅性能評価書」という。) の添付がある場合	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 57,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 90,000円を同時申請住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上である場合	1住戸につき 170,000円

## 金沢市公報

	戸の総数が11以上30以下である場合	を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 290,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 450,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 820,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 1,100,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 1,400,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
適合証又は設計住宅性能評価書の添付がない場合	認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 45,000円
	認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 110,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

	認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 170,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 340,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 600,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 1,000,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 1,900,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 2,700,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 3,300,000円を同時申請住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

別表第116号の5の項を次のように改める。

(116)の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(以下この号において「変更認定申請」という。)に対する審査(同条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出がない場合に限る。)	変更認定申請に係る長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合することを証する書類(登録住宅性能評価機関が証するものに限る。以下この号において「適合証」という。)の添付がある場合	変更認定申請に係る建築物(以下この号において「変更認定申請建築物」という。)の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 6,000円
		変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 12,000円を変更認定申請建築物について現に長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けている住戸の数の合計数(以下この号において「既認定住戸数」という。)で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 21,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 31,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 57,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
		変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 100,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、こ

		れを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 160,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 200,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 210,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
設計住宅性能評価書の添付がある場合	変更認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 11,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 34,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 55,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 100,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)
	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 170,000円を既認定住戸数で除して得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)

	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 280,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 490,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 660,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 790,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
適合証又は設計住宅性能評価書の添付がない場合	変更認定申請建築物の住戸の総数が1である場合	1住戸につき 26,000円
	変更認定申請建築物の住戸の総数が2以上5以下である場合	1住戸につき 59,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が6以上10以下である場合	1住戸につき 96,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が11以上30以下である場合	1住戸につき 180,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

	変更認定申請建築物の住戸の総数が31以上50以下である場合	1住戸につき 330,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が51以上100以下である場合	1住戸につき 570,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が101以上200以下である場合	1住戸につき 1,000,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が201以上300以下である場合	1住戸につき 1,500,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）
	変更認定申請建築物の住戸の総数が301以上である場合	1住戸につき 1,800,000円を既認定住戸数で除して得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）

第2条 金沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第74号の2の項を削り、同表第80号の項中「第7条の6第1項第1号」の次に「若しくは第2号」を加え、「若しくは第88条第1項」を「又は第88条第1項」に、「の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の申請又は同法第18条第22項第1号」を「又は第18条第24項第1号若しくは第2号」に、「検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の承認の申請に」を「建築物等の仮使用の認定の申請に」に改め、同表第97号の4の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め、同表第97号の5の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め、同表第110号の3の項の次に次のように加える。

(110)の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく建築物の移転に関する建築基準法令の規定の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
--	---------------

別表第116号の4の項を次のように改める。

(116)の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期 優良住宅建築等計画の認定の申請（以下この号に おいて「認定申請」という。）に対する審査（同 法第6条第2項の規定による申出がある場合に限 る。）	1住戸につき 次に掲げる 金額を合算した金額（この 金額に10円未満の端数があ るとときは、これを切り捨て た金額）  ア 前号の区分に応じ、 同号に定める当該手数 料の金額  イ 認定申請に係る建 築物の床面積の合計に応 じ、第74号に定める当 該手数料の金額を当該 認定申請に係る建築物 について同時に認定申 請をする住戸の数の合 計数で除して得た金額
---	---

別表第116号の6の項を次のように改める。

(116)の6 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等 計画の変更の認定の申請（以下この号において 「変更認定申請」という。）に対する審査（同条 第2項において準用する同法第6条第2項の規定 による申出がある場合に限る。）	1住戸につき 次に掲げる 金額を合算した金額（この 金額に10円未満の端数があ るとときは、これを切り捨て た金額）  ア 前号の区分に応じ、 同号に定める当該手数 料の金額  イ 変更認定申請に係る 建築物の床面積の合計 に応じ、第74号に定め る当該手数料の金額を 当該変更認定申請に係 る建築物について同時 に変更認定申請をする 住戸の数の合計数で除 して得た金額
--	---

別表第116号の10の項を次のように改める。

(116)の10 都市の低炭素化の促進に関する法律第53 条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画 の認定（住戸単位の認定に限る。）の申請に対す	1件につき 次に掲げる金 額を合算した金額  ア 前号の区分に応じ、
--	---

る審査（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額
---------------------------------	--

別表第116号の12の項を次のように改める。

(116)の12 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（共同住宅の棟単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額
---	---

別表第116号の14の項を次のように改める。

(116)の14 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（非住宅部分があるものの棟単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額
---	---

別表第116号の16の項を次のように改める。

(116)の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（住戸単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該変更の認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額
---	--

別表第116号の18の項を次のように改める。

(116)の18 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（共同住宅の棟単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該変更の認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額
---	--

別表第116号の20の項を次のように改める。

(116)の20 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定（非住宅部分があるものの棟単位の認定に限る。）の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第54条第2項の規定による申出がある場合に限る。）	1件につき 次に掲げる金額を合算した金額 ア 前号の区分に応じ、同号に定める当該手数料の金額 イ 当該変更の認定の対象となる建築物の床面積の合計に応じ、第74号に定める当該手数料の金額
---	--

別表の備考中第11項及び第12項を削り、第13項を第11項とし、第14項から第17項までを2項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市手数料条例別表第25号の項の改正規定 平成27年5月29日
- (2) 第2条の規定 平成27年6月1日

金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

#### ◎金沢市条例第14号

#### 金沢市公民館設置条例等の一部を改正する条例

(金沢市公民館設置条例の一部改正)

第1条 金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。  
別表地区公民館の表金沢市田上公民館の項を次のように改める。

金沢市田上公民館

金沢市田上の里2丁目3番地

(金沢市学校設置条例の一部改正)

第2条 金沢市学校設置条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立田上小学校の項を次のように改める。

金沢市立田上小学校

金沢市田上の里2丁目1番地

(金沢市学校給食共同調理場設置条例の一部改正)

第3条 金沢市学校給食共同調理場設置条例（昭和47年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表金沢市学校給食東部共同調理場の項を次のように改める。

金沢市学校給食東部共同調理場

金沢市田上の里2丁目5番地

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

## ◎金沢市条例第15号

## 金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（記章の着用）」に改め、同条中「、登録証を携帯するとともに」を削る。

第47条の見出し中「掲示」を「備付け等」に改め、同条中「卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければ」を「、主たる事務所への備付け等により、委託者がその内容を知り得る状態にしておかなければ」に改める。

第60条を次のように改める。

## 第60条 削除

第62条第1項中「市長の承認を受けて」を削り、同条第3項中「により市長に届け出なければ」を「を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しなければ」に、「その届出の内容を変更しようとする」を「当該書面の内容を変更した」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第74条第2項中「届出」を「書面を必要により確認した結果、その内容」に改める。

## 附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

## ◎金沢市条例第16号

### 金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「（記章の着用）」に改め、同条中「、登録証を携帯するとともに」を削る。

第47条の見出し中「掲示」を「備付け等」に改め、同条中「卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければ」を「、主たる事務所への備付け等により、委託者がその内容を知り得る状態にしておかなければ」に改める。

第62条第1項中「市長の承認を受けて」を削り、同条第3項中「により市長に届け出なければ」を「を作成し、当該特約を結んでいる間、これを保存しなければ」に、「その届出の内容を変更しようとする」を「当該書面の内容を変更した」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第74条第2項中「届出」を「書面を必要により確認した結果、その内容」に改める。

#### 附 則

この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の規定による石川県知事の承認があった日以後において規則で定める日から施行する。

---

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

## ◎金沢市条例第17号

### 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第53条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第62条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の部分中「以下同じ。」が「」を「」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が「」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第192条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をい

う。)」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第84条第1項）の次に「又は第193条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第84条第1項」の次に「又は第193条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「一日」を「1日」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第62条の2第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第88条第2項第1号」の次に「又は第197条第2項第1号」を加え、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第84条」の次に「又は第193条」を加える。

第74条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘴託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第77条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができる。

第79条中「第38条まで、第40条から」を削り、「、第54条から第56条まで及び第71条」を「及び第54条から第56条まで」に改め、「、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第79条において準用する第71条」と」を削り、「第71条第6号」を「第39条第6号」に

改め、「、第71条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。）」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第81条の次に次の1条を加える。

(利用定員)

第81条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第82条中「第38条まで、第40条から」、「、第71条」及び「、第77条」を削る。

第91条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第74条第4項」を「第74条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

---

金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

◎金沢市条例第18号

金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

金沢市老人福祉センター条例（昭和44年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

2 金沢市老人福祉センターワン寿苑に、分館として十一屋生きがい交流館を置き、その位置は、金沢市十一屋町4番34号とする。

第2条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第3条の2ただし書を次のように改める。

ただし、十一屋生きがい交流館にあっては、午前9時から午後9時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日にあっては、午前9時から午後5時まで）とする。

第3条の2に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

第3条の3第2号中「（昭和23年法律第178号）」を削り、「である日」の次に「（祝日でない日に限る。）」を加える。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 第12条の規定にかかわらず、市長は、金沢市老人福祉センター条例の一部を改正する条例（平成27年条例第18号）の施行の日から平成28年3月31までの間に十一屋生きがい交流館の指定管理者を指定する場合にあっては、既にセンターの指定管理者として指定されているもの（以下「既指定管理者」という。）から提出された事業計画書その他市長が必要があると認める書類の内容を審査し、かつ、実績等を考慮して、既指定管理者がセンターの設置の目的を効果的かつ安定的に達成することができると認めるとときは、既指定管理者を十一屋生きがい交流館の指定管理者として指定することができる。

別表第1中

「  
金沢市老人福祉センター万寿苑  
金沢市老人福祉センター松寿荘」

を

「  
金沢市老人福祉センター万寿  
十一屋生きがい交流館  
金沢市老人福祉センター松寿」

苑

に改める。

荘

**附 則**

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月23日

金沢市長 山野之義

**◎金沢市条例第19号****金沢市長寿お祝い金条例の一部を改正する条例**

金沢市長寿お祝い金条例（昭和46年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**金沢市長寿お祝い条例**

第1条中「長寿お祝い金」の次に「又は長寿お祝い品」を加え、「敬老の意を表し、その」を「その長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、もって高齢者の」に改める。

第2条中「長寿お祝い金は、」の次に「支給日の属する年の3月31日から翌年の3月30日までの間に100歳に達する者で、当該」を加え、「88歳及び99歳以上の者」を「もの」に改め、同条に次の1項を加える。

2 長寿お祝い金の額は、50,000円とする。

第3条を次のように改める。

第3条 長寿お祝い品は、支給日の属する年の3月31日から翌年の3月30日までの間に88歳に達する者で、当該支給日に本市において引き続き1年以上住民票に記載されているものに支給する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 長寿お祝い金及び長寿お祝い品は、毎年9月15日に支給する。

**附 則**

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成27年9月15日に支給する長寿お祝い品についての改正後の第3条の規定の適用については、同条中「3月31日から」とあるのは、「前年の9月16日から当該支給日の属する年の」とする。